

運転をされるみなさまへ



駐車時には

エンジンを切りましょう

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」により、自動車の運転者は、原則、駐車時に自動車のエンジンを止めなければなりません（アイドリング・ストップの義務）。

また、駐車場等の管理者は、駐車場等の利用者にアイドリング・ストップを指導するよう、努めなければなりません。



どうしてアイドリング・ストップが必要なの？

アイドリング時の騒音や悪臭（排気ガス）が、周辺環境に悪影響を及ぼしたり、近隣の方の迷惑になるからです。



こんなときにはアイドリング・ストップをしましょう

- 荷物の積み下ろしのとき
- 客待ちや人待ちのとき
- 運転手が自動車から離れているとき
- 買い物や休憩のとき



アイドリング・ストップの効果は？

10分間のアイドリング（エアコン OFF の場合）で、130 cc 程度の燃料を消費します。1年間で約 47L のガソリンを節約でき、150 円/L とした場合、燃料代が約 7,100 円お得になります。CO₂ の排出を削減することができるため、地球温暖化の防止にもつながります。

アイドリング・ストップの対象から外れる場合

- 信号待ちや人の乗降のために短時間停車をする場合
- 消防車や救急車等を緊急用務に使用する場合
- エンジンを冷蔵装置（冷房又は暖房を行うための装置を除く）の動力として使用する場合（冷凍車等）
- その他やむを得ない事情があると認められる場合

アイドリングに関する相談・問い合わせ先

（騒音関係）川崎市環境局環境対策部環境保全課 電話：044-200-2525 メールアドレス：30hozen@city.kawasaki.jp
（排気ガス関係）川崎市環境局環境対策部地域環境共創課 電話：044-200-2530 メールアドレス：30kyoso@city.kawasaki.jp

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 抜粋

(自動車の駐車時における原動機の停止)

第102条 自動車を運転する者は、駐車(自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止(人の乗降のための停止を除く。)をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車を運転する者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。)をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 自動車を使用する事業者は、当該自動車を運転する者によって、前項の規定が遵守されるように、適切な措置を講じなければならない。

(自動車を運転する者等への勧告)

第102条の2 市長は、自動車を運転する者又は自動車を使用する事業者が、前条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(駐車場等管理者の責務)

第103条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(第102条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。

2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。

(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)

(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)

(3) その他規則で定める施設

(駐車場等管理者への勧告)

第104条 市長は、前条第2項の施設を管理する者が同項の周知の措置を講じていないと認める場合には、当該施設を管理する者に対し、必要な周知の措置を講ずべきことを勧告することができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 抜粋

(自動車の駐車時の原動機の停止を要しない場合)

第82条 条例第102条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号)第1条の2第1項第1号並びに第4号アからウまで及びオに掲げる車両に該当する場合

(2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合

(3) その他駐車時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐車場等管理者の周知の責務)

第83条 条例第103条第2項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートルとする。

2 条例第103条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設

(2) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設

(3) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車を駐車するために設置される駐車施設